

公益社団法人長野県地域生活定着支援センター設置運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、長野県から受託実施する、高齢・障がい等により福祉的な支援を必要としている、矯正施設からの退所者等を福祉サービスにつなげる地域生活定着促進事業を行うセンターの設置及び運営について定める。

(設 置)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、長野県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を本会事務局内に設置する。

(事 業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 矯正施設退所者を対象に、帰住先の調整・確保及び福祉サービスに繋ぐコーディネート業務。
- (2) 福祉施設等を利用している退所者等の生活が定着するよう支援するフォローアップ業務。
- (3) 被疑者・被告人、不起訴・執行猶予等の処分を受けた、あるいは既に矯正施設等を退所した障がい者・高齢者等の地域定着支援等の相談支援業務。

(職員等)

第4条 センターの業務を推進するために、本会会長は職員を任用する。

- 2 センターに業務を統括するセンター長を置く。
- 3 センターに業務を推進する支援員若干名を置く。
- 4 センターに総務・経理を担当する職員を置く。

(運営委員会)

第5条 センター業務を円滑に推進するために、本会委員会設置規程に基づく運営委員会を設置する。

- 2 委員長は委員の互選とし、運営委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは代理する。

(運営委員の選出)

第6条 センター運営委員は、次の選出区分により本会会長が委嘱する。

- (1) 高齢者、障がい者施設に勤務する会員
- (2) 行政、社会福祉協議会、病院に勤務する会員
- (3) 大学で教鞭をとる会員及び累犯障がい者に精通する会員
- (4) 司法関係の学識経験者（外部委員）

(改 廃)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。